

平成 27 年 2 月 26 日

## 長崎県からの行政処分についてのご報告とお詫び

社会福祉法人 南高愛隣会  
理事長 田島 光浩

日頃より、社会福祉法人 南高愛隣会の福祉事業についてご理解とご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、この度、当法人は長崎県より、社会福祉法に基づく改善命令と、4 事業所（GH くわた、雲仙・ふたば、わーくしまばら、いこいのひろば・おおぞら）に対して障害者総合支援法に基づく効力の一部停止（新規利用者の一定期間の受入停止）の行政処分を受けました。

利用者、ご家族、当法人を応援していただいている皆さまと長年に渡り築きあげてきた信頼を失う事態を招いたことを衷心より深くお詫び申し上げます。

当法人では、障害者虐待防止法に基づく通報を受け、平成 25 年 2 月より長崎県による特別監査が行われておりました。

今回の処分はその監査を踏まえたもので、利用者の方のパニックに対応する際にケガをさせてしまう危険があったものが 2 件、そのうち 1 件では肋骨骨折に至ったと認定されました。さらに、利用者の方と不適切な関係に至ってしまったものが 2 件認定されました。そのうち 1 件につきましては、平成 26 年 5 月 31 日に法人自ら記者会見を開き、ご報告した内容です。

このような行為は、障がい福祉事業者として決してあってはならない行為です。にもかかわらず、このような事態を招いたということについて、法人における障がい者虐待についての意識の低さ、職業倫理の不徹底、支援技術の未熟さがあったと痛感しております。

当法人は、平成 25 年 2 月より、県の特別監査を受ける中でさまざまな問題点をご指摘いただき、「虐待防止委員会」の設立、該当事案に関して弁護士等による外部調査の実施、障がい者虐待や障がい特性に関する職員全体への研修など、改善をすすめているところです。法人としては、今回の行政処分を真摯に受け止め、県障害福祉課等、外部の専門家や有識者の皆さまにご指導いただきながら、福祉サービスに関する教育の徹底、研修の充実、虐待防止策の実施に、更に取り組んでいく所存です。

この度は誠に申し訳ございませんでした。